

令和2年度 市民税・道民税申告の手引き

「令和2年度 市民税・道民税申告書」の手引きです。この手引きを参考にしながら記載のうえ申告くださいますようお願いいたします。
 なお、この申告の手引は、一般的な事柄について説明しておりますので、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
【問合せ・提出先】 〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地
 根室市役所 総務部税務課課税担当 電話0153-23-6111（内線2152、2153）

【申告に必要なもの】

- 申告の内容によって必要な書類は異なりますが、一般的には次のようなものが必要になります。
- マイナンバーカードもしくはマイナンバーのわかる書類+本人確認書類、印鑑
 - ※マイナンバーは控除対象配偶者、扶養親族の分も必要です。
 - 前年中に給与収入や年金収入等がある方は、その源泉徴収票
 - 前年中に営業、不動産などの所得のある方は、その収入や経費を証明できる帳簿や領収書
 - 前年中に支払った健康保険料、国民年金保険料等の領収書
 - 生命保険料、地震保険料などの前年中に支払った分の控除証明書
 - 医療費控除を申告される人は、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
 - ※令和元年分までの申告については、今までどおり領収書の提出での申告も可能です。
 - ※セルフメディケーション税制の明細書による医療費控除の申告をされる場合、前年中に健康増進維持に努めていたことを証明する書類も必要です。
 - ※生命保険、健康保険などで補填される金額があった場合は、その金額がわかる書類。
 - 寄附金控除を申告される方は、寄附金の領収書や受領書など
 - ※すべての寄付金が対象となるわけではありません。詳しくはお問い合わせください。

申告書の書き方

【必須項目】

- 現住所、氏名、生年月日、マイナンバーなどを記載します。**(必ず押印してください)**
- ・電話番号は必ず記載してください。(日中に連絡の取れる番号を記載してください)。

「1. 収入金額等」及び「2. 所得金額」の記載

- ・申告書裏面の6～10の各欄に該当する支払者、種類、収入金額等を記載してください。
- ・申告書表面の「1. 収入金額等」「2. 所得金額」各欄にそれぞれの金額を記載してください。
- ・収入の種類ごとに収入金額や所得金額を計算し申告書の該当する欄に記載してください。
- ・**昨年の収入がない方または遺族年金・障害年金しか収入がない方は「2. 所得金額」⑧に「0」と記載してください。**

※土地・建物・株式の譲渡等の分離課税にかかる所得がある人は、別途「市民税道民税申告書(分離課税等用)」の提出が必要です。該当する人は、税務課課税担当までお問い合わせください。

収入	収入の種類		所得の算出方法	所得
ア	営業等	販売・飲食・製造・建設・サービス業・外交員・大工・内職などによる収入	所得金額＝収入金額－必要経費	①
イ	農業	農産物の生産・果樹の栽培・家畜の飼育などによる収入	※收支内訳書を作成して所得金額を算出します。 ※必要経費には、収入を得るために支出した費用や専従者控除などがあります。	②
ウ	不動産	アパート・貸家・貸間・貸地・駐車場などによる収入		③
エ	利子	源泉分離課税の対象とならない債権及び預貯金の利子などの収入(国外の銀行等の預金利子など) ※国内の銀行に預けた預貯金の利子は申告不要です。	所得金額＝収入	④
オ	配当	株式の配当・剰余金の分配金などによる収入	所得金額＝収入金額－株式などの元本の取得に要した負債の利子	⑤
カ	給与	一般給与	給料(アルバイト代、パート代含む)・賞与などの収入	給与所得金額は裏の表を用いて算出します。
キ		専従者給与	事業専従者給与	
ク	雑	公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金・恩給および企業年金などの年金収入 ※遺族年金、障害年金は記載しないでください	公的年金等の雑所得は裏の表を用いて算出します。
ケ		その他	原稿料・生命保険契約等に基づく個人年金・互助年金などのほかの所得にあてはまらない収入	
コ	総合譲渡短期	土地・建物以外の資産(車両・機械機器・特許権など)の譲渡による収入 *短期…譲渡資産の保有期間が取得以後譲渡の日まで5年以下であった場合	所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除	⑧
サ	総合譲渡長期	*長期…譲渡資産の保有期間が取得以後譲渡の日まで5年を超える場合	※特別控除は、短期・長期合わせて50万円です。ただし、差引金が50万円より少ない場合は、差引金額に相当する額になります。	
シ	一時	生命保険等の満期受取金や損害保険等の満期返戻金などの収入	所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除 ※特別控除は、50万円です。ただし、差引金額が50万円より少ない場合は、差引金額に相当する額になります。	

申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得に関する事項」に記載し「コ+(サ+シ)×1/2」の金額を⑧に記載します。